

2008年1月31日

農林水産省生産局農産振興課 御中 (FAX 03-3502-0869)

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針
(案)」についての意見

(財)日本自然保護協会 保護プロジェクト部
部長代行 大野正人

104-0033 東京都中央区新川 1-16-10 ミ北ビル2F T:03-3553-4101/F:3553-0139

意見1 「一 1 基本的な考え方」

意見：鳥獣保護法基本指針との整合性を図ることが、鳥獣被害特措法第三条3にも明記されている。鳥獣保護法基本指針にある「鳥獣が自然環境を構成する重要な要素であり、国民に欠くことのできない役割を果たしていること」だけでは不十分であり、鳥獣被害特措法第十九条配慮事項で「生物多様性の確保に留意」としていることから、「人と鳥獣との適切な関係を構築」「生物の多様性の維持していく」点を基本指針でも明記すべきである。

意見2 「一 2 (2)被害防止対策の基本的な考え方」

意見：トドは、環境省の絶滅危惧種 類にも指定されている一方で、本来、鳥獣保護法の対象種とすべきところを対象外とされ、漁業法に基づく「有害鳥獣駆除」が行われている。しかし、科学的な知見に基づき策定される特定鳥獣保護管理計画とは、制度内容や検討過程も異なるため、鳥獣保護法との整合性を図ることを前提としている本基本指針による対象鳥獣には馴染まない。したがって、対象鳥獣としてトドを含めるような記述はすべきではない。もしくは、本基本指針において漁業法上でも鳥獣保護法と同等の「科学的な保護管理計画」を行っていることの担保を示すべきである。

意見3 「一 3 実施体制の整備」

意見：被害防止対策協議会の組織化に際しては、鳥獣の保護管理の知見に精通した専門家と地域の自然環境の状況に精通した地域 NGO、鳥獣の保護管理の知識・技術の向上がある鳥獣保護員などの参画が不可欠であるが、本基本指針では人的要員が限られている。環境省では、鳥獣保護管理に関する専門家や高い技術を有する者を登録・活用する人材登録制度の構築をすすめているため、これを活用し、国は被害防止対策協議会に参画できる人材を紹介・派遣することができることを基本指針で明示すべきである。

意見4 「一 6 捕獲鳥獣の適正な処理」

意見：捕獲した鳥獣を地域資源として活用するために、肉等の加工・販売の体制を「持続的」「安定的」に整えることは、固定的な供給が求められることになる。本特措法は、鳥獣

被害防除が主たる目的であり、鳥獣の捕獲数は被害防除計画の実施に合わせて減少すると考えるのが妥当である。肉等の加工・販売の体制を「持続的」「安定的」に整えることは、本特措法の趣旨に反するため、「持続的」「安定的」という表現は基本指針にそぐわない。

意見 5 「一 1 1 生息環境の整備及び保全」

意見：鳥獣保護法の特定管理計画においても「生息環境の保全」が謳われるが実際は具体的な取組みが進められていないのが実情である。鳥獣被害対策法の主務官庁である農林水産省は、鳥獣の生息環境である森林等において多くの権限を持っているため、本基本指針に鳥獣の生息環境整備及び保全の具体的な施策を盛り込むべきである。

意見 8 「二 被害防止計画に関する事項」

意見：「総合的かつ効果的な」被害防止計画を立案するためには、市町村が科学的な状況を踏まえて策定し、地域における合意形成に図ることが重要である。そのための策定の過程・要件について明示すべきである。「必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ」という程度ではなく、前述の被害防止対策協議会と併せて、専門家や地域 NGO 等を交えた計画策定の検討の場を設けるよう基本指針で定めるべきである。

意見 9 「二 2 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性」

意見：都道府県が定める鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性を図るために協議を行うことにはなっているが、透明性と妥当性を図るうえでも、その協議内容を都道府県で設置している鳥獣保護に関する審議会等や特定管理計画検討会に対して報告をするよう基本指針で定めるべきである。

意見 10 「二 3 (4) 対象鳥獣の捕獲計画」

意見：「対象鳥獣の毎年度の捕獲計画数等とその設定の考え方」とあるが、地域の実情を科学的にどのように踏まえたうえで特定管理計画等との整合性をもった捕獲目標を立てるかが重要である。基本指針では、「その設定の考え方」を「その設定の科学的根拠」に修文し具体的な記載を被害防除計画にさせるべきである。

意見 11 「二 4 被害防止計画の実施状況の報告」

意見：市町村が被害防止計画に基づく取組の実施状況を報告し、特定管理計画に反映させることになっているが、国や地方公共団体が、「鳥獣の生息状況及び生息環境の的確な把握」を推進することになっていることも考え合わせ、捕獲個体から得られる情報も報告するようにし、その収集すべき情報の項目を明示すべきである。

以上